

## 預言者ムハンマドのリーダーシップ

山内昌之（武蔵野大学特任教授・東京大学名誉教授）

ムハンマドは、唯一神アッラーから啓示を受けた預言者（使徒）である。それは、やがて宗教の開祖者とされるに至ったキリスト教のイエスや、仏教の釈迦とは異なる存在である。違いはそれだけではない。実在した歴史的人物として三人はいずれも傑出した宗教リーダーであったが、ムハンマドだけは信仰や社会や政治が一体となった共同体（ウンマ）の最高指導者でもあったからだ。

ムハンマドは、『クルアーン』の啓示のうちほぼ六割をメッカで受けている。しかし、イスラームと呼ばれることになる信仰が現在のように世界宗教に成長したのは、メッカでなく西暦六二二年にヒジュラ（聖遷）で移ったメディナ以降のことである。

ムハンマドはメディナにおいて、イスラームという最後にして最大の預言者として、単に信仰者の精神を支えるだけでなかった。彼は、膨張した信徒の共同体の経営、メッカのクライシュ族のように外から信仰を脅かす敵、共同体内部で起きる窃盗や姦通や遺産相続

をめぐる紛争などにも、適切な対応を迫られた。メディナにおけるムハンマドは、さながら宗教者に留まらない役割を果たすことになる。

そして、この点こそ彼をイエスや釈迦のような他の宗教リーダーから際立たせる結果にもなった。まさに、「ムハンマドのなかにあつた多様な能力が突如として、統治、軍事、立法、司法、行政、調停、外交などの諸分野で、次々と開花していくことになった」（小杉泰『ムハンマド』山川出版社）。

そこでムハンマドの多面的な才能と多元的な役割のいずれの角度から考えるかによって、ムハンマドの個性ひいてはイスラームの性格を解釈する道筋が変わってくる。

人びとは、宗教者ムハンマドの人間的な柔軟性から見ると、イスラームが歴史的に無条件で平和の信仰だったと考えがちである。

他方、素人でありながら先天的感性和努力によって軍事リーダーともなったムハンマドは、米国のリンカーン大統領のように、軍の最高指導者としても卓越した才能を発揮した。この政治的軍人という側面に引きずられると、ムハンマドの言行は異教徒に対する戦争や殺害や処刑といった面だけで説明されがちになる。イスラーム国（IS）などの極端な議論は、こうしたミリタントな側面を強調しすぎるのである。

しかし、ムハンマドが啓示を受けた七世紀のアラビア半島、なかでもメッカやメディナでは商取引や遺産相続や女性の権利侵害といった面で多くの不正が蔓延しており、部族間の不和や武力衝突によって寄る辺のない寡婦や孤児が生み出されていた。

ムハンマドはこうした社会的な不正義や不公正に異議を申し立てるだけでなく、その積極的な解決者となるべく神から啓示を受けたのである。その意味では、権威を確立したムハンマドがまず優先したのは、新しく社会の法を制定し、個別の事件に裁定を下す作業であった。彼は、人間が法を作り出す人定法や実定法と異なり、神の啓示に基づく法という意味で「神定法」や「天啓法」を世にあまねく施行する使命感を帯びていたともいえる。イスラームが信仰と政治を一体化させたウンマを成立させ発展させた最大の功労者は、ムハンマドなのである。

遺産相続や窃盗など民法や刑法の一部手続きについては、『クルアーン』も詳しく規定している。しかし、メディナに加えて発生地メッカからも多数の改宗者が出ると、個別の問題について法的にどう処理すべきかという問題が起こる。それを解決できるのは、神の預言者たるムハンマドの裁定以外にありえなかった。

#### 慈悲深い宗教者、前向きな政治家

ムハンマドの言行録ともいえるべき『ハディース——イスラーム伝承集成』（牧野信也訳、上中下、中央公論新社）のなかには、下巻の「刑罰」の章に彼の下した裁定が重複を交えながら載せられている（以下の漢数字は章と節を示す）。

或る男が預言者のところにやってきて、こともあろうに姦通を告白した時の事例は興味深い。

メディナのムハンマドは家族を社会つまりウンマの基盤と考え、その前提として婚姻を重要と考えた。ムハンマドにとって、神の啓示を受ける前の時代、アラビア半島の性道徳は紊乱しており、婚姻の慣習も男の恣意を赦すものだったようである。幸福な家庭の維持を信仰の理想と考えたムハンマドにとって、姦通ほど忌まわしい罪はなかった。

しかしムハンマドは、姦通を自白した件の男に対して不思議な態度に出ている。それは、預言者が顔をそらしたことである。おそらく、聞きたくない話題だと察知して聞かないふりをしたのだろう。ところが、この男はよほど自分の罪を告白したのか、性格的にしつこかったのか、いずれかだったらしい。ムハンマドの前でわざわざ姦通したという言葉を四回繰り返し、それが偽りでないことを四回証言した。これで発言が信憑性を帯びる

ようになると、ムハンマドはもはや無視できなくなる。そこで預言者は「お前は氣違いか」と尋ねると、男は否定した。「では、お前は結婚しているか」と尋ねると、「はい」と答えた。そこでようやくムハンマドは、男を連れて行き石打ちにせよと命じた、というのだ（刑罰二二の一、二五の一、二九の一）。いざ石打ちになると男は逃げたが、間もなく追いつめられて死んだ。預言者は彼のために善かれと祈ったという伝承もある。

ややニュアンスの違う伝承も残っている。ムハンマドが顔をそらすと、なおも男は「そ

の方へ回って」、また姦通したと言ったので、預言者はさらに顔をそらしたというのだ。この男は、預言者の配慮を無視するかのようになり、また彼の方へ回って、それが本当だと四回も繰り返して証言した。そしてムハンマドは、「氣違いか」と問い、結婚の有無を尋ねた上で石打ちにするように命じたというのである（刑罰二九の一）。

この話で分かるのは、ムハンマドは罪にあたる行為を自分から根ほり葉ほり聞いて罰を科すといった法匪めいた性格から遠いことである。あえて言えば、自然体のムハンマドには、宗教者として欠かせない慈悲深さと、政治家に必須の前向きで物を考える習性がパランスよく共存していた形跡があるのだ。

酒を飲んだ者に呪いの言葉をかけようとした信徒にも、「そのようなことを言うな。彼に対してシャイターンをけしかけてはならない」と命じたのもその一例である（刑罰四の三、五の二）。シャイターンとは神の被造物たる悪魔を意味する。預言者は「彼を呪ってはならない。彼はアッラーと使徒を愛しているのだから」と述べたともいう（刑罰五の二）。最愛最年少の妻でムハンマドの最期を看取ったアイシャによると、ムハンマドは二つ、のいずれかを選ぶとき、「罪でない限り、易しい方を選んだが、それが罪であるときは、最も遠く離れた」というのだ（刑罰一〇の一）。これは、係争やいさかしの解決に際して、できるだけ常識的で厳しくない解釈を選んだという意味であろう。罪に当たるときも、その告白や発言をできるだけ聞かないふりをし、見ないように心掛けたと思われる。しつこく自分のほうから罪を告白する男の相手になると、預言者自ら告白を聞いたという形になる以上、厳しい罰を科さざるをえない。実際、相応の場合には、厳しい罰を科したのである。それ以外の場合には、彼は寛大だったのである。

罰が免除されるには

彼には宗教者らしい振舞いに関する逸話がいくつも知られている。或る時、一人の男が

やってくる、自分の過失を告白し罰を乞うと、ムハンマドは男に何も尋ねなかった。やがて礼拝の時刻になると、男もムハンマドと一緒に礼拝し、それが終わると過ちについて「神の書」に従って罰するように求めた。神の書とは『クルアーン』のことであろう。ここで面白いのは、男がいかなる罪を犯したのか触れていないことだ。ムハンマドは、お前は我々と一緒に祈ったではないかと言うと、その男も「はい」と答えた。そのとき預言者は、「アッラーはすでにお前の過ちを赦された」と述べた。「お前の罰を免除された」という表現の伝承もある（刑罰二七の一）。

罰に当たらない軽い過ちを犯した場合、それをイマーム（宗教指導者）に告げ、意見を求める者は、悔い改めるならば罰されないというのもムハンマドの考えであった。実際に、彼はそうした人を罰しなかった。ラマダーン月に妻と交わるのは違法とされるが、そうした男についても罰しなかったという伝承も伝わっている。この男が性交の事実を覚えて告げると、ムハンマドは奴隷所有の有無や、二か月の断食を決心できるか、と尋ねた。財産も乏しく意志力も欠如していることを見てとると、それでは六〇人の貧者に食べ物を与えよと命じたという（刑罰二六の一）。誰もが豊かな有産者であるはずもない。また、意志強固な人物でない場合も多い。そうした人物に可能な限りは何かを、わかりやすく示して

いるのだ。

アーイシャの伝える逸話ではややニュアンスは違っている。ムハンマドが男に喜捨をせよと命じると、自分には何もないと答えた。すると、ムハンマドは食糧を積んだロバがきたので、これを使って施せと述べた。すると男は、自分の家族には食べるものが何もないと語ったところ、「では、これを食べなさい」と命じたというのだ（刑罰二六の二）。

この話は、ムハンマドが食糧を男に喜捨したことを示唆する。彼は自分の財産を少しも失わずに、ムハンマドにすがって罪を贖ったのである。それにしても、預言者の寛大さにはちやっかり便乗して、家族のために食糧を分け与えてもらったというのは聊か小狡い感じがしなくもない。しかし、そうした小人の心性をいちいち詮索しない大きさがムハンマドの預言者たる所以であろう。この有様を近くからつぶさに見ていた人物たちは、この男の所行をありのままに記録したことで、かえってムハンマドの器量の大きさを浮かび上げさせることに成功したといえよう。

### 姦通（ズイナー）の罪の重さ

疑わしきは罰せずという法の大原則がある。ムハンマドの場合も同じである。彼は疑わ

しい場合でも、あえて事を荒立てず、幸せな家庭や円満な夫婦の間に波風を立てることを好まなかったようである。男女間、夫婦間のことは、幸福な状態を維持しようとするれば詮せずともよいという寛仁大度ぶりを發揮することもあった。

あるベドウィンがムハンマドのもとにやって来て、問答を交わしたときの様子はまことに興味深い。

「わたしの妻は黒い子を生みました」

「お前は駱駝をもっているだろう」

「はい」

「その色は何だ」

「赤茶色です」

「灰色のもいるか」

「はい」

「どうしてそうなったのか」

「灰色の祖先のためと思われませう」

「では、おそらくお前の息子も祖先のせいであろう」(刑罰四一の一)

何という機智に富んだ應揚な解決策というべきであろうか。

ムハンマドの有名な発言に「子供は寢床の主ぬしに属す」というものがある。この逸話はまさに、生まれた子供は、子を産んだ妻の法的に正当な夫に属するといいたいのだろう。ただし、ここでムハンマドは、有名な言葉を付け加えた。「姦通を犯した者には石打ちの刑」と。すなわち、「子供は寢床の主に属し、姦通を犯した者は石打ちにされる」というのである(刑罰二三の一、二)。

このように、概して民法と刑法の双方において寛大かつ温雅であろうとした預言者ムハンマドにも、許せない罪の筆頭に来るのが姦通だったのである。

イスラームでは、合法的婚姻関係以外で性的交渉をもつのはすべて姦通とされる。婚姻をしているムスリムは男女問わずに、石打ちの刑となる。未婚者の場合は、一〇〇回の鞭打ちと一年間の追放である。鞭打ちは『クルアーン』に条文があり、他は『ハディース』に根拠があることを以下で触れてみよう。

イスラームで禁忌とされる姦通は、偶像崇拜や、生あるものを殺すことに並ぶ重罪であった。『クルアーン』でも、姦通については、「これは実にいまわしいこと、なんと悪い道であることか」(一七の三四)と厳しくたしなめている。ムハンマドはもっと具体的に、

いちばん重い罪として、偶像崇拜、子殺し、隣人の妻との姦通を挙げたとも伝えられる(刑罰二〇の四)。

彼は、最後の時が来るか、あるいはその前触れが来るとき、「知識が廃れて無知がはびこり、人は酒を飲み、姦通を犯し、男が減って女が殖え、一人の男に五十人の女が従うようになる」と述べている(刑罰二〇の一)。人がまじめな信仰者でなくなるのは、姦通するとき、盗むとき、酒を飲むとき、殺すときだと明言もしている(刑罰二〇の二)のだから、現代の欧米や日本の法感覚からすれば随分と性行為に厳格だったといえよう。

その分だけ姦通罪については、手続きと判断をきちんとか厳密に進めようと努めている。『ハディース』は、AとBという二人の男が預言者と相談するために来たときの逸事について触れている。話はこうだ。

Aの息子Cは、相談に来たもう一人のBに雇われていた。それなのに、Bの妻Dと姦通してしまった。そこでAは息子Cの過ちを、羊一〇〇匹と奴隸一人の譲渡で贖った。しかし、或る学者に相談すると、その言うところでは、Cは鞭打ち一〇〇回と一年間追放、Dは石打ちの刑を受けるのが相当だと言われた。どうしたものかとムハンマドに相談した上で、裁定するように求めたというわけである。ムハンマドの判断は迷いのないほど果敢で

あった。

羊と奴隸はAに返されるが、Cは鞭打ち一〇〇回と一年間の追放が相当である、と。そして、Dが白状するなら、彼女は石打ちになるべきだと裁定した。Dは自ら姦通を認めたので石打ちになった(刑罰三〇の一、三八の一)。学者の解釈は預言者の裁定とびつたり合致したわけである。

姦通罪の成立には、動かぬ証拠や真正の証言が必要不可欠となる。結婚している男あるいは女は、姦通の証拠が挙げられるか、妊娠の事実が明るみに出るか、または自白した場合には罰が科せられる(刑罰三一の一)。姦通した未婚の者が鞭打ちと追放の刑を受けたのは上述の通りであるが、姦通した男は、姦通した女か偶像崇拜の女以外娶ってはならない。姦通した女も同じである。ここでは、姦通した未婚者は入籍して互いにきちんと責任をとればよいとも読めるのである。未婚者の性交は命懸けという説明も一部にあるかもしれないが、ムハンマドが二人の結婚をむしろ認めたのはヒューマニティの発露といえるかもしれない。もちろん、この種の相手との結婚は信仰者には禁止されているにせよ、である(刑罰三二)。

時には苛烈な裁きが

偶像崇拜に準じる厳しさは、不信仰者と背教者に適用される。この点についてムハンマドの解釈は容赦なく苛烈きわまりない。そもそも『クルアーン』には、こう規定されている。

へアッラーとその使徒に戦をいどみ、地上に頽廃を播き散らして歩く者どもの受ける罰としては、殺されるか、磔にされるか、手と足を反対側から切り落されるか、さもなければ国外に追放されるほかはない……(五の三七)

ウクル族が預言者のもとにやってきてイスラームに改宗し、メディナのモスクの回廊に住み病氣になったときの話は示唆に富んでいる。ムハンマドは、喜捨の駱駝を連れてこさせ、その尿や乳を彼らに飲ませるように命じた。しかし彼らは肥えて健康を回復すると、イスラームを棄教し、駱駝飼いを殺し、駱駝を奪い去って遁走したのである。そこで追っ手が追わされたのは当然であろう。天網恢恢疎にして漏らさず、というべきであり、昼にならないうちに彼らは捕捉されて連れ戻された。そのとき、預言者は、釘を真っ赤に熱して、それで彼らの目をつぶすように命じた。そして、彼らの手と足を切り落とさせ、血を止めるための焼灼しょうしやくもさせなかった。そのあとで彼らは溶岩台地に放り出されて水を求めた

が、与えられずに死んだという(刑罰一七の一。他に、刑罰一五の一、一六の一、一八の一)。あるいは、ウライナ族の事例ともいわれるこの伝承によれば、失明した彼らが渴きのために水を求めても与えなかったという苛烈さは、棄教と殺人と窃盗が忘恩と相まった場合のムハンマドの容赦ない対応ぶりを示している。ここでは宗教的使命感が革新的政治家の妥協なき判断に乗り移って怒りが倍加した感もある。

しかし、こうした苛烈な行爲であっても、同時代のムスリムは後世の人間と同様に、ムハンマドが自分個人のために復讐したとは決して考えなかった。アッラーの禁忌が犯されたときのみ、神のために復讐した典型例としてこの伝承が生き延びたのであろう(刑罰一〇の一)。

### 法の前の平等

法の解釈や執行に当たって、ムハンマドは法の前の平等という重要な原則を曲げなかった。彼が、身分の差や貴卑の如何にかかわらず、法の前では人を差別せずと同じように接したことは特筆されるべきだろう。

クライシユ族という預言者も属する名門に属する女が盗みをはたらいたときに、彼女の

一族は困惑した。かつてイスラームが誕生する前のメッカやメディナでは当然だったように、預言者ムハンマドにとりなしを頼んだ。

しかし、彼は部族の利益代弁者でもなければ、地域利害の代表者でもなかった。ムハンマドによれば、過去の者たちは卑しい者に罰を科し、貴い者を見逃す行為をあえてしたために亡びたと断定する。ここでムハンマドは決然と断じたのである。「フアーティマがそれを行ったとしても、彼女の手を切るであろうに」(刑罰一一の一)と。フアーティマとは愛娘のことであり、四代目カリフ(シーア派では初代イマーム)のアリーに嫁した女性である。

窃盗(サリカ)はイスラームでは罰が重い。刑が固定(ハッド)されているから、初犯では右手首、再犯では左足首、三犯で左手首、四犯で右足首が切断されることになっていく。もっとも、二回の自白も刑執行までに撤回することもできるし、裁判官に起訴される前に被害者が犯人を赦すこともできる。このあたりに示談の余地を残しているのだ。これはイスラームとムハンマドの柔軟性や弾力性が発揮される根拠にもなっている。

ムハンマドがアッラーの定めた罰のことでとりなすのかと有力者たちに説教し、貴卑を差別したから「道を誤った」とする。裁定は(刑罰一二の一)、さすがに宗教から調停、司

法から行政にいたるすべての領域でまずは無理のない裁量権を発揮した人物だけのことはあるのではないか。

ムハンマドは、現代的な意味でも相当にバランス感覚に富む人物だったといえないだろうか。

山内昌之(やまうち まさゆき) 1947年北海道生まれ、東京大学学術博士。2012年東京大学教授を退官し、現職。『歴史という武器』、『民族と国家』、『中東国際関係史研究 トルコ革命とソビエト・ロシア1918-1923』など著書多数。



文春新書

1208

# 世界史の新常識

文藝春秋編



文藝春秋

世界史の新常識

文藝春秋編

文春新書

1208  
¥880



9784166612086



1920295008804

ISBN978-4-16-661208-6

C0295 ¥880E

定価(本体 880 円+税)